

2024年5月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2024年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2024年 税理士受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート (2023年8月18日 第23版発行)

ISBN 978-4-86783-026-0

改訂内容

改訂頁・行等	改訂箇所
P. 76 11行目	(2) 飲食費であって、参加者一人当たりの支出額が <u>5,000円</u> 以下～ ↓ 10,000円
P. 138 15行目～26行目	[4] 適用制限の内容を、次頁の内容に差し替えてご使用ください。
問題 13-8	問題 13-8 (差替版) に差し替えてご使用ください。

中小企業者等（適用除外事業者を除く。）以外の法人が次のいずれにも該当しないときは、〔1〕及び〔3〕は適用しない。

(1) 当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額

(2) 次の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること。

① 次のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給増加割合が 1%以上であること。

(イ) 当期末の資本金の額が 10 億円以上であり、かつ、当時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又は当期末において当時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合

(ロ) 前期の所得金額が零を超える一定の場合

② ①以外の場合

継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額

(3) 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%（上記②①(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合 40%）

## 問題 13-8 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

### 〔1〕 大企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5①) ★★

#### (1) 内 容

青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の割合が3%以上のときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

#### (2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

##### ① 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%(注)

(注) 次の要件を満たす場合には、それぞれに定める割合を加算する。

(イ) 次の区分に応じ、それぞれに定める割合

① ①の割合 $\geq 4\% \cdots 5\%$

② ①の割合 $\geq 5\% \cdots 10\%$

③ ①の割合 $\geq 7\% \cdots 15\%$

(ロ) 次のすべてを満たすこと $\cdots 5\%$

①  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

②  $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$

(ハ) 期末において次のいずれかの者に該当すること $\cdots 5\%$

① 次世代法に規定する特例認定一般事業主

② 女性活躍推進法に規定する特例認定一般事業主

##### ② 法人税額×20%

### 〔2〕 中堅企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5②) ★★

#### (1) 内 容

青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、期末において特定法人に該当する場合において、次の割合が3%以上のときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

#### (2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

##### ① 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%(注)

(注) 次の要件を満たす場合には、それぞれに定める割合を加算する。

(イ) ①の割合 $\geq 4\% \cdots 15\%$

(ロ) 次のすべてを満たすこと $\cdots 5\%$

①  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

②  $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$

(ハ) 期末において次のいずれかの者に該当すること $\cdots 5\%$

① 次世代法に規定する特例認定一般事業主

② 女性活躍推進法に規定する特例認定一般事業主

③ 女性活躍推進法に規定する一定の認定を受けた者

##### ② 法人税額×20%

**〔3〕 中小企業向け賃上げ促進税制** (措法42の12の5③④⑤) ★★

(1) 内 容

中小企業者等 (適用除外事業者を除く。) が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の割合が1.5%以上のときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}}$$

(2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (注)

(注) 次の要件を満たす場合には、それぞれに定める割合を加算する。

(イ) ①の割合 $\geq 2.5\% \cdots 15\%$

(ロ) 次のすべてを満たすこと $\cdots 10\%$

①  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 5\%$

②  $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$

(ハ) 期末において次のいずれかの者に該当すること $\cdots 5\%$

① 次世代法に規定する特例認定一般事業主

② 女性活躍推進法に規定する特例認定一般事業主

③ 次世代法又は女性活躍推進法に規定する一定の認定を受けた者

② 法人税額×20%

(3) 繰越税額控除限度超過額がある場合

その事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合において、繰越税額控除限度超過額 (その事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じた特別控除の限度超過額) を有するときは、その事業年度の法人税額から次のいずれか小さい金額を控除する。

① 繰越税額控除限度超過額相当額

② 法人税額×20% (〔1〕から〔3〕の規定による控除額がある場合には、その金額を控除した残額)

**〔4〕 手続規定** (措法42の12の5⑦) ★

〔1〕から〔3〕の規定は、確定申告書等 (控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。) に控除対象雇用者給与等支給増加額 (〔1〕又は〔2〕の場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。)、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。